公安委員会 説明資料No. 1	「警察改革の精神」の徹底等について	平成２４年５月１０日 首　席　監　察　官

１　長官通達の発出

（１）経緯

○　３月２２日、「長崎県西海市西彼町における女性２名被害の殺人事件」に関し、千葉県習志野警察署において同殺人事件に先立つ傷害事件の捜査を担当した警察署員が、被害届の受理を先送りした一方で、警察署のレクリエーション旅行に参加した旨等が報じられた。

○　３月２３日、千葉県警察は、監察部門を主体とする体制により、旅行が実施された経緯、捜査等に与えた影響の有無等につき調査を開始した。

○　４月２３日、千葉県警察は、「習志野警察署のレクリエーション旅行が捜査等に及ぼした影響と旅行に関する報告の経緯等」を公表し、同日、警察庁は、「「長崎県西海市西彼町における女性２名被害の殺人事件」をめぐる一連の対応の問題点を踏まえた「警察改革の精神」の再徹底等について」（別添１）を発出した。

（２）指示要旨

○　今般の再検証を通じて把握された千葉県警察の組織運営の観点からの問題点（①幹部による組織管理の不備、②被害者・国民の視点の欠如、③「警察改革の精神」の不徹底）を自らのものとして受け止め、各都道府県警察における実情を確認の上、必要な施策を講じること。

○　上記のほか、「警察改革の精神」を組織に内在化させるための取組を一層強化すること。

○　上記取組を推進するに当たっては、公安委員会となお一層の意思疎通を図ることとし、公安委員会に対する報告が積極的に行われ、公安委員会による管理が効果的に行われる関係を維持すること。

２　今後の予定

○　４月２７日に設置された「「警察改革の精神」の徹底等に向けた総合的な施策検討委員会」（別添２）において、新たな施策を講じることを総合的に検討する。

○　平成24年度第１四半期（４月～６月）における「警察改革の精神を踏まえた非違事案防止対策の推進状況」を全国統一実施項目とする総合監察、全国本部長会議（６月１日）を通じて、警察本部長等に意識付けを徹底するとともに、具体的な施策の検討を推進させる。

（※ 別添省略）

公安委員会 説明資料No. 2	所管法人に対する 業務改善命令について	平成24年５月10日 生活安全企画課

（略）

公安委員会 説明資料No. 3	平成23年中の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況について	平成24年５月10日 情報技術犯罪対策課

1　インターネット・ホットラインセンター

警察庁では、平成18年６月より、インターネット上の違法情報や有害情報に関する通報を受理し、警察への通報及びサイト管理者やプロバイダ等への削除依頼を行う業務を委託している。

2　運用状況

(1)　通報受理状況

○　センターが受理した通報件数は176,254件（前年比+298件）、情報件数は182,757件（-6,631件）。

○　警察への通報件数は、サイバーパトロールの外部委託を本格実施した平成21年から年々増加傾向。

○　違法情報は36,573件（+1,557件）、有害情報は4,827件（-4,840件）、その他の情報は141,357件（-3,348件）。

（注）違法情報は、わいせつ物公然陳列・規制薬物の広告等８類型、有害情報は、殺人など違法行為の請負等に関する情報・集団自殺を呼びかける情報等３類型

○　有害情報は、違法情報の取締強化の効果が波及し始めた平成22年夏ころから、顕著な減少傾向が見られるもの。

情報件数・警察への通報件数

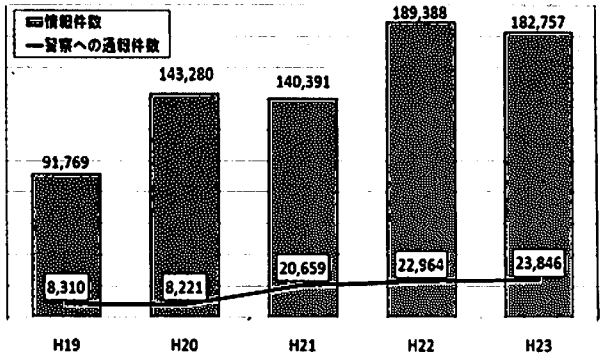

違法情報・有害情報該当件数

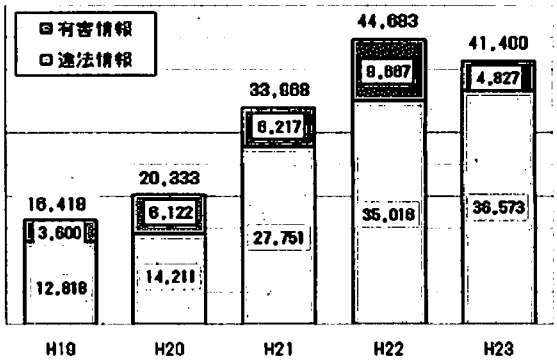

(2)　通報処理状況

○　センターからサイト管理者等への削除依頼については、依頼した違法情報14,924件のうち9,543件（63.9%、前年比-11.9P）が削除、依頼した有害情報913件のうち447件（49.0%、-2.4P）が削除。

○　違法情報・有害情報の削除率が低下した要因は、特定のサイト管理者がほとんど削除に応じないことによるもの。

○違法情報の未削除関係

	未削除件数	特定サイト管理者の未削除件数	割合
平成23年	5,381件(前年比+1,409件)	5,068件(+3,257件)	94.1%
平成22年	3,972件	1,811件	45.6%

○有害情報の未削除関係

	未削除件数	特定サイト管理者の未削除件数	割合
平成23年	466件(前年比-924件)	390件(+67件)	83.7%
平成22年	1,390件	323件	23.2%

通報受理後の処理の流れ

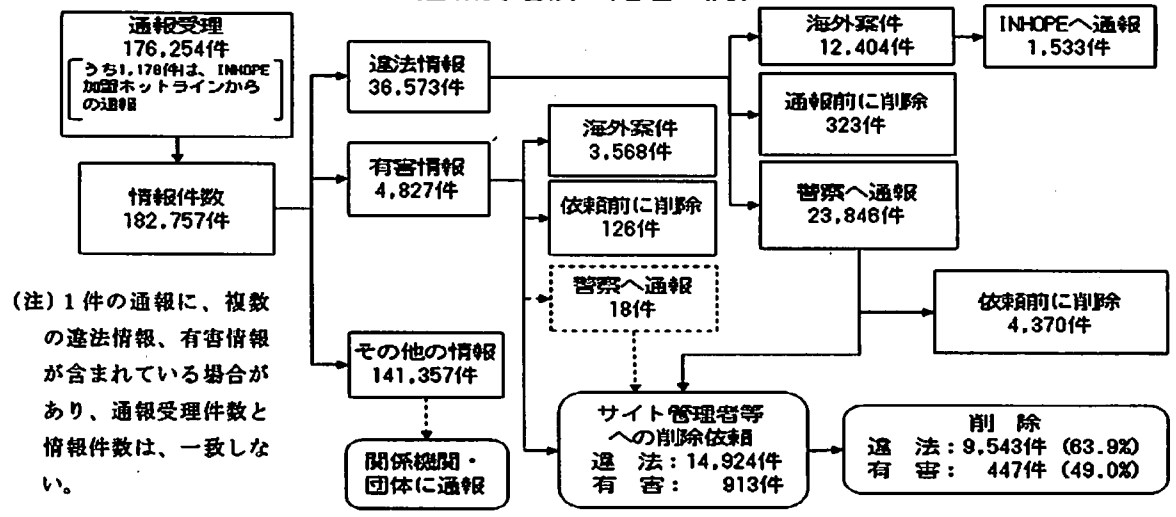

（注）1件の通報に、複数の違法情報、有害情報が含まれている場合があり、通報受理件数と情報件数は、一致しない。

（注）┌ ┐で示す有害情報の「警察へ通報」は、平成23年９月１日から試行開始。（通報受理日で件数登録）

（注）INHOPE（International Association of Internet Hotlines）とは、国際的なホットライン相互間の連絡組織で、1999年に設立。2012年４月時点で40団体（36の国・地域）が加盟。日本では、財団法人インターネット協会が2007年３月に加盟。

3　主な取組状況

平成22年度「総合セキュリティ対策会議」の提言を踏まえ、次のとおり取組を実施。

(1)　サイト管理者等の連絡受付体制の整備

通信関連業界の４団体に、サイト管理者等へ削除依頼を確実に伝達するための連絡受付体制の整備について働き掛けを実施した結果、同４団体は、本年４月、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を改訂し、新たに問い合わせ先のメールアドレス等の公開によるサイト管理者等の連絡受付体制整備等の規定を設けた。

(2)　センターの認知度向上等の取組

○　センターの認知度向上のために、あらためて関係事業者や団体等へリンク掲載の協力の呼びかけを実施。

○　センターへの通報情報が容易に理解できるよう、ＦＡＱの充実や各種情報ごとの図解入り解説ページを通報フォームに追加。

4　今後の取組

(1)　センターへの通報を活性化させるための取組

サイバー防犯ボランティアの育成・支援を推進し、センターへの通報の活性化を図る。

(2)　センター機能の充実強化

センター内の違法・有害情報の判断手続を内部規程として整備し、明確化するほか、フィッシング行為をガイドラインの違法情報の類型に加えるなどして、センター機能の充実強化を図る。

公安委員会 説明資料No. 4	平成23年中のインターネット上の 違法・有害情報の取締結果について	平成24年5月10日 情報技術犯罪対策課

1　検挙状況

○　インターネット・ホットラインセンター（以下「センター」という。）から警察への違法情報の通報数は23,846件（前年比+882件）と増加傾向。

○　センターから通報を受けた違法情報をもとに検挙に至ったものは1,599件（+1,194件）と大幅に増加。

○　主な検挙状況として

・わいせつ物関連事件が、1,235件（+1,122件）。

・規制薬物関連事件が、106件（+65件）。

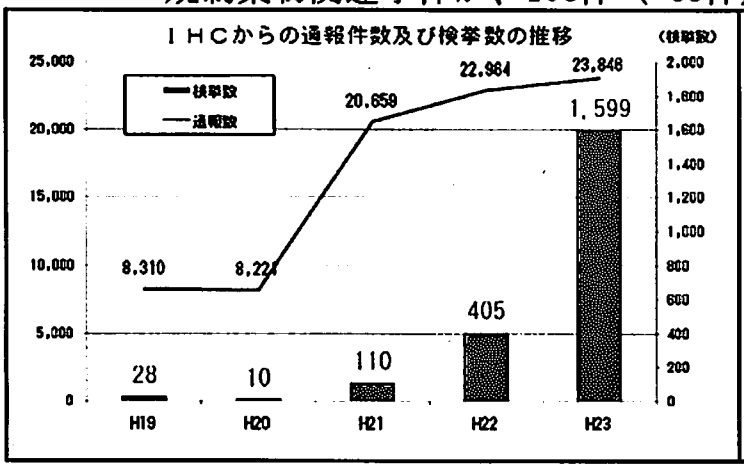

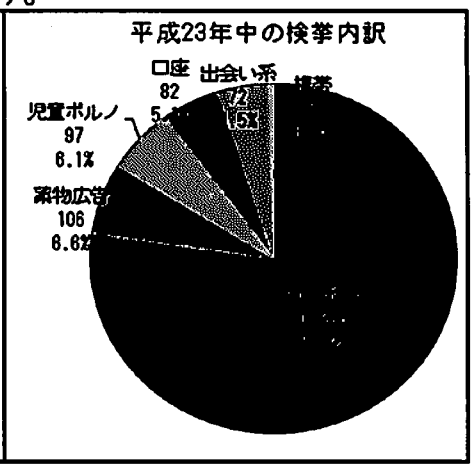

2　「全国協働捜査方式」による検挙活動の促進

捜査の効率化を目的として運用を開始した「全国協働捜査方式」により検挙活動を促進。

(1)　「全国協働捜査方式」による検挙状況

センターから通報を受けた違法情報をもとに検挙に至った1,599件のうち、「全国協働捜査方式」によるものが1,577件。

(2)　効果

ア　捜査の効率化

プロバイダ等が多数所在する警視庁において、発信元情報の解明等の初期捜査を行い、各都道府県警察でその後の捜査を行うことで、捜査の効率化・迅速化を促進。

イ　捜査主体の明確化

各都道府県警察に通知される違法・有害情報に発信元情報を付すことにより、捜査主体の明確化を図り取締りを活性化。

3　今後の取組

(1)　積極的かつ効果的な広報啓発活動による発生抑止

取締結果をはじめとした違法・有害情報の排除対策について積極的かつ効果的な広報啓発活動を推進することにより、一般国民のインターネット利用上の規範意識の改善を図る。

(2)　悪質なサイト管理者の取締りの強化

悪質なサイト管理者に対する取締りを強化することにより、違法・有害情報の流通の場となる悪質なサイトを排除し、サイバー空間の環境浄化を図る。

(3)　有害情報を端緒とした捜査上の対応

センターに通報される有害情報の中には、捜査の端緒として有効な情報も含まれていることから、違法情報に係る「全国協働捜査方式」と同じ取扱いをすることとし、本年４月１日から本格実施。

公安委員会 説明資料No.5	国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ） 副総裁への立候補について	平成24年５月10日 国際捜査管理官

本年11月の国際刑事警察機構（ICPO）総会において実施される副総裁選挙に、警察庁職員が次のとおり立候補することとなったもの。

１　立候補者

警察大学校組織犯罪対策教養部長兼警察庁刑事局組織犯罪対策部付

警視長　河合（かわい）　信之（のぶゆき）　（現ICPO執行委員）

２　副総裁の役割等

(1)　ICPO執行委員会(*)の構成員。総裁とともに、総会において執行委員会を代表。総裁が総会を主宰することができない場合は、先任の副総裁が暫定的に代行（任期は３年）。

＊　執行委員会：総裁１人、副総裁３人及び執行委員９人で組織。総会の決定の実施の監督、予算案や活動計画の総会への提出、事務総局の事務総長の業務の監督等が任務。

(2)　四大陸（アジア、アフリカ、アメリカ及びヨーロッパ）のそれぞれから１名を総会において選出。ただし、総裁を輩出した大陸は除かれる。

３　これまでの我が国からの執行委員等の就任状況（役職は就任当時）

総　裁　国際部長　兼元俊徳　平成８～12年

副総裁　国際捜査研修所長　川田　晃　平成２～ 5年

執行委員　国際組織犯罪対策官　河合信之　平成21～24年

国際ﾃﾛﾘｽﾞﾑ対策室長　瀧澤裕昭　平成15～18年

国際捜査研修所長　兼元俊徳　平成６～８・昭和62～63年

他３人

公安委員会 説明資料No. 6	関越自動車道で発生した事業用大型バスによる死傷者多数の交通事故について	平成24年５月10日 交通企画課

１　事故概要等

(1) 平成24年４月29日（日）午前４時40分頃、関越自動車道上り藤岡JCT付近において、乗客45人、乗務員１人を乗せた事業用大型乗用自動車（高速ﾂｱｰﾊﾞｽ：金沢駅発～東京ﾃﾞｨｽﾞﾆｰﾗﾝﾄﾞ行き）が、道路左側遮音壁に衝突し、乗客・乗員合わせて計46人（死者７人、重傷15人、軽傷24人）が死傷した単独事故。

(2) 関係者

ア　被疑者

(43歳)　　千葉市　　居住

イ　貸切バス事業者

(所在地：千葉県印西市)

代表者：

ウ　旅行業者

(所在地：大阪府豊中市)

代表者：

エ　被害者（運転者を除く）

・死亡７人（男性１人、女性６人）
・重傷14人（男性６人、女性８人）
・軽傷24人（男性10人、女性14人）

２　捜査状況

(1) ４月30日、被疑者の勤務先等を捜索
(2) ５月１日、自動車運転過失致死傷罪で被疑者を通常逮捕
(3) ５月３日、前橋地方検察庁に身柄送致
(4) ５月５日、被疑者宅等を捜索

３　今後の捜査方針等

(1) 全容解明に向けた捜査の徹底
　背後責任等を視野に入れた捜査の徹底
(2) 被害者支援の継続実施（群馬、石川、富山の３県）
　相談窓口の設置、被害者遺族への付き添い、要望の把握等
(3) 国土交通省に対する情報提供
　捜査で判明した事項のうち、許認可庁である国土交通省のバス行政に資する事項について情報提供を予定。

【参　考】高速道路における死者多数の交通事故（いずれも死者７人）

○ 平成16年７月27日、東海北陸自動車道において普通貨物車が対向車線にはみ出して普通乗用車と正面衝突した事故（岐阜県）
○ 平成17年11月13日、名神高速道路において大型貨物車が普通乗用車に追突し、普通乗用車が横転したところに後続車が衝突した事故（滋賀県）

公安委員会 説明資料No.7	講習予備検査等の検証改善と高齢運転者の安全運転継続のための実験の実施に関する調査研究結果について	平成24年５月10日 運転免許課

１　調査研究の目的

講習予備検査が開始されて１年を経過したことを踏まえて、データ分析等を踏まえて検査手法等の検証改善を行うとともに、高齢運転者の安全運転継続を支援する観点から、高齢者講習におけるドライビングシミュレーターの活用に向けた実験等を行ったもの（平成22・23年度の２か年実施）。

２　調査研究委員会の設置

委員長以下８名で構成され、認知症専門医、眼科専門医、学識経験者及び自動車教習所関係者等から選任。

○　委員長　石田　敏郎（早稲田大学人間科学学術院人間情報科学科教授）

３　調査研究結果

(1)　講習予備検査等の検証結果

講習予備検査の運用データ等の分析及び分析結果を踏まえて検討された検証手法に基づき講習予備検査を行った結果等から、次のとおり改善を図る必要が認められた。

ア　配点方法及び計算式等の見直し（別添１）

認知症例と健常高齢者が顕著に分離されている手がかり再生の得点比重を重視した配点方法とするとともに、各検査項目の結果が適切に反映されるような計算式及びカットオフポイント（検査対象者の各分類を区分する総合点）とする。

また、受検者に分かりやすい点数となるよう、計算式を最低点０点から最高点100点となるように変換する。

イ　診断書の様式化等（別添２）

診断書を様式化するとともに、診断書作成のガイドラインを添付することにより、主治医の診断の正確性を高め、公安委員会における可否判断を容易にする。

ウ　実施要領の見直し（別添３）

講習予備検査の適正かつ円滑を図るため、受検者数、手がかり再生（イラスト、介入課題）等について実施要領の見直しを行う。

(2)　高齢運転者の安全運転継続のための実験結果（別添４）

視覚機能検査用簡易シミュレーター（仮称）を開発し、高齢者講習における活用に向けた試行実施を行った結果、加齢に伴う動体視力の低下、視野の狭小化、暗順応の低下が運転に影響を及ぼすことを自覚させることができた。

４　今後の方針

調査研究結果を踏まえ、講習予備検査については道路交通法施行規則及び関係通達の改正を行い、実施態勢が整い次第、全国で実施予定。また、視覚機能検査用簡易シミュレーターの活用に向けた検討を引き続き進めていく。

（※ 別添省略）

公安委員会 説明資料No. 8	東日本大震災に伴う 警察措置について	平成24年５月10日 警備課

１　被害状況（５月９日現在。以下同じ。）

死者：15,858人、行方不明者：3,056人、負傷者：6,077人

２　警備体制

○　これまでに全ての都道府県警察から約98,200人の警察官を派遣。

○　約4,330人体制で災害警備活動を実施中。

・　自県部隊：約3,840人（岩手、宮城、福島）

・　派遣部隊：約　480人（福島のみ）

○　被災３県情報通信部への職員派遣については、10人体制で継続。

３　これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 27,600人	約 36,800人	約 33,800人	約 98,200人
人・日（延べ）	約261,000人	約340,400人	約342,500人	約943,900人

４　主な災害警備活動等

○　行方不明者の捜索活動等

・　岩手県警察では約80人、宮城県警察では約60人、福島県警察では約60人の体制（３県警察とも自県体制のみ）で捜索活動を継続。

・　関係機関と調整の上、随時、合同での一斉捜索を実施。

○　福島第一原子力発電所周辺における警察活動

・　特別警備隊等特別派遣部隊約480人体制で、警戒区域、計画的避難区域等における検問、警戒及び福島第一原子力発電所周辺における重点パトロール等を実施。

なお、川内村及び田村市（４月１日）に続き、４月16日、南相馬市において警戒区域が解除され、新たな避難指示区域が設定されたことを受け、一部検問箇所の見直しを実施。

・　また、特別警ら隊、地域警察特別派遣部隊等による警戒・警ら活動、各自治体の防犯パトロール隊等との合同パトロール、防犯カメラの運用等のほか、除染やインフラ復旧作業等の発注者に対し、受注業者に対する防犯指導を要請するなどの防犯対策を実施。

○　身元確認

警察官約50人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約15,400体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約98％）。

○　防犯及び犯罪取締り

仮設住宅の防犯対策を推進しているほか、被災地での犯罪を抑止するため、特別出向者を含む地元県警察による警戒・警ら活動を実施。

さらに、被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を福島県に派遣し、機動力を活かしたよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。